

## 第19回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成28年1月12日（火） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- |        |        |   |
|--------|--------|---|
| 日程第 1  |        | 議事録署名者の指名について                             |
| 日程第 2  |        | 会期の決定について                                 |
| 日程第 3  | 報第37号  | 農業生産法人の報告等について                            |
| 日程第 4  | 報第38号  | 農地法の規定に基づく許可処分の取り下げについて                   |
| 日程第 5  | 議第108号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について                   |
| 日程第 6  | 議第109号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について       |
| 日程第 7  | 議第110号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8  | 議第111号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について           |
| 日程第 9  | 議第112号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について                     |
| 日程第 10 | 議第113号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について                 |
| 日程第 11 | 議第114号 | 農用地利用集積計画の決定について                          |
| 日程第 12 | 議第115号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について                |
| 日程第 13 | 議第116号 | 農用地利用配分計画（案）について                          |

○本日会議に出席した委員（議席順）

丸山斉、藤井和豊、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、本林正樹、下田正克、  
下田初秋、橋場茂子、野村光吉、杉本彰信、伊藤善明、小林達樹、蓑谷良孝、  
長瀬正隆、西畠徳明、田中正躬、西本壽吉、車戸明良、岩村聡、平田秀男、  
加藤貢、田村信彦、岩本洋子 天野克宏、増田勝、反中正志、中田一彦、  
渡邊甚一、向田誠、加藤正雄、森山護

○本日会議に欠席した委員

大森治良、平岡誠治

○本日会議に出席した職員等

飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美  
林務課長 藤下定幸  
畜産課長 丸山浩一  
農地相談員 松山孝平

○本日会議に欠席した職員等

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 伏見七夫  
事務局次長 林篤志  
振興主事 中田義博  
農地主事 前坂幸寛  
書記 山内一弘、脇坂光生、橋本哲夫、武川尚、清水一徳、平野善浩、  
下畑守生、尾前隆治、松田俊彦、船坂康博、池田正人、

○本日会議に欠席した事務局職員

職務代理

ただいまより第19回高山市農業委員会を開催いたします。

本日は、4番 大森委員、12番 平岡委員の欠席報告をいただいております。よって、現在の本出席委員は、36名中34名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

続きまして、会長より挨拶を願います。

会長

あけましておめでとうございます。

皆さまのご家庭におかれましては、ご家族で健やかに新年を迎えられました事をお喜び申しあげる次第でございます。

新年である事から、それに相応しい話を探しておりました。その中で、お手元に新聞記事の切り抜きが有りますが、大きいものでは農畜産物販売額が200億円を超えたと市長さんの新年の話も載せてあります。私も色々な所で言い続けておりましたが、新しい事が出てくるかなと思った事が、日本農業新聞に新年から特集してありました。その中に「村をめざす若者たち」と言う事で取り上げてありました。

私がここ2年くらい、とにかく高山の農業を若い人たちの憧れの仕事にしていきませんか、話をさせて頂いた事がありました。「夢のような話だな」と私も話をしながら思った事ですが、やはり全国的に見るとそれをめざす若者がいると、良い事が書いてあったのですが、大学生の就職活動の時代になっています、そういう事が出てくるもんやなと記事を読みながらつくづく思いました。

また、もう一方で、その記事はデメリット、失敗例や問題点も取り上げてございました。どちらも現実的な事ではありますが、そういった事を乗り越えながら地域を創ってゆく事が、今から起きてくるのではないかと思います。

ちまたでは、TPPであるとか国際的に見ればきな臭い話題があります。正月に本を読んだり、考えているうちに果たして我々日本の農家が有史以来続けてきた中で順風な時代がいつあったらろうかと思いました。外国の中を我々農家は営んできた、これでもコツコツと次の時代に向けて農業を続けてきました。今もそんな時代です。しかし他の事から見れば充分乗り越えるだけの知恵を日本の農家は備えていると思います。これを期待しながら色々な問題に立ち向かって行ければと思う次第でございます。

「農委と農家」のなかでも伏見部長が書いておられます、イノベーション、それに一つ付け加えるならば、皆が危機感を持って、競争心を忘れずに次の時代に向かうイノベーションを起こす、それが未来につながる事かなと思っております。今年も明るい年になり皆さん健康で暮らして行けたらと思う次第でございます。今日この後、市長さんにもおいでいただきまして「市長と語る会」を計画しておりますし、その後「新年会」もあります。長時間になりますが、一年のはじめとして皆様方の色々なご意見を頂戴しながら活潑な農業委員会にして行きたいと思っておりますのでご協力の程よろしくお願ひします。

簡単で意はつくしませんが新年のあいさつとして希望を持って進めて行きたいと思っております。どうぞよろしくお願ひ致します。ありがとうございました。

職務代理

ありがとうございました。  
それでは日程に従いただいまから議事に移ります。  
会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。

(憲章朗唱)

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。  
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。  
議席番号 3番 藤井 一豊 委員と、5番 谷口 忠幸 委員  
を指名しますのでお願いします。

議長

日程第2 会期の決定について を議題といたします。  
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

- 議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。
- それでは議事に移ります。
- 日程第3 報第37号 農業生産法人の報告等について を議題とします。
- 事務局の説明をお願いします。
- 前坂農地主 事 それでは、日程第3 報第37号 農業生産法人報告提出状況について報告いたします。
- 今回は47法人のうち1法人についての報告となります。
- 農業生産法人につきましては、4つの要件がございまして、①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。
- 1番、清見町三ツ谷にあります有限会社は認定農業者であり、田0.1ha 畑0.1ha、採草地0.1ha、合計1.0haを経営耕作しております。経営内容につきましては肉用牛を60頭肥育しております。その他として、水稻を栽培しております。
- 以上、1件について報告いたします。
- 議長 以上、報告のとおり確認しました。
- 続きまして、日程第4 報第38号 農地法の規定に基づく許可処分 の取り下げについて を議題とします。
- 事務局の説明をお願いします。
- 池田書記 今回は、許可申請の取り下げ2件の報告となります。
- 1番は、8月の委員会で、岡本町3丁目地内におきまして、個人医院に転用するとして上程された案件です。申請地については、計画を見直すこととなったためこの申請を取り下げるものです。
- 2番は、9月の委員会で、国府町地内におきまして、太陽光発電施設への転用として上程された案件です。申請地については、諸事情により計画が白紙となったため、申請を取り下げるものです。

以上 2件の報告をさせていただきます。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 議第108号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池 田 書 記

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

今回は、8件の上程となります。

1番は、上切町地内の案件です。畑2筆 3, 169㎡を贈与します。受人は新規就農者で耕作面積は0㎡ですが、トマトの作付けが集約的に行われるため、最低下限面積を下回る申請ですが要件を満たします。

2番は、大洞町の案件です。田1筆 628㎡ を隣地取得します。受人の耕作面積は9, 609㎡、作付けについては水稻の予定です。

3番は、丹生川町日面の案件になります。畑1筆 267㎡を贈与します。受人の耕作面積は6, 492㎡、作付けは露地野菜の予定です。

4番は、国府町西門前の案件です。畑5筆 581㎡を隣地取得します。受人の耕作面積は5, 037㎡、作付けは露地野菜の予定です。

5番は、国府町西門前の案件です。畑3筆 414㎡を隣地取得します。受人の耕作面積は17, 028㎡、作付けは露地野菜の予定です。

6番は、奥飛騨温泉郷村上の案件になります。田畑9筆 2, 123㎡を取得するものです。受人の耕作面積は6, 955㎡、作付けについては山椒、露地野菜の予定です。

7番は、奥飛騨温泉郷柏当の案件になります。田畑7筆 2, 025.62㎡を取得するものです。受人の耕作面積は9, 116㎡、作付けについては山椒、露地野菜の予定です。

8番は、上宝町本郷の案件になります。田畑4筆 2, 880㎡

を取得するものです。受人の耕作面積は13,619㎡、作付けについては水稲、露地野菜の予定です。

以上、8件、田畑32筆で合計12,087.62㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第6議第109号農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

今回は、3件の上程となります。

1番は、江名子町の案件です。畑1筆661㎡について、一般個人住宅の敷地として、転用する申請です。既転用のため追認を求める申請です。

2番は、下之切町の案件です。田1筆の一部499㎡について、一般個人住宅に転用する申請です。

3番は、上岡本町4丁目の案件です。田1筆179㎡について貸駐車場に転用する申請です。

以上、3件、田畑3筆で計1,339㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第110号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

なお、委員関連の1番については、委員は議決に参加できませんのでお願いします。

池田書記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は15件の上程です。

まずは、委員関連の1番のみご説明します。

1番は、国府町宇津江の案件です。田1筆 83㎡について、個人住宅の庭に転用する申請です。なお、既に庭地となっていたため、今年度の特別管理での農振除外を受け、追認を求める案件です。

まずは1件、田 83㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 意見がありませんので1番については異議なしとします。引き続き2番からの説明を願います。

池田書記 2番は、本母町の案件です。田1筆の一部 228㎡について、個人住宅に転用するものです。

3番は、下切町の案件です。畑1筆 80㎡について、電気事業者の資材置場に転用する申請です。

4番は、上岡本4丁目の案件です。田1筆 185㎡について、



個人住宅に転用する申請です。

5番は、上岡本町5丁目の案件です。畑2筆 156㎡について、隣接する雑種地と一体で、個人住宅の庭・駐車場、太陽光発電施設に転用する申請です。

6番は、上岡本町8丁目の案件です。田1筆 1,047㎡を、宅地分譲する申請です。4区画の予定で、まちづくり条例の確認対象です。

7番は、中山町の案件です。畑2筆 175㎡を車庫・倉庫に転用する申請です。農業だったものを売却するため、申請をされました。

8番は、丹生川町板殿の案件です。畑5筆 1,663㎡について植林する転用する申請です。なお、山林化し既転用であったため顛末書を付して申請されております。

9番は、丹生川町坊方の案件です。田1筆 2,284㎡について、トマトの選果場に転用する申請です。まちづくり条例の確認対象です。

10番は、清見町牧ヶ洞の案件です。田2筆 1,156㎡について、事業者の駐車場に転用する申請です。既転用であったため顛末書を付して申請されております。

11番は、清見町大原の案件です。畑1筆 144㎡について、神社の備品倉庫に転用する申請です。

12番は、一之宮町の案件です。田1筆 627㎡について、個人住宅に転用する申請です。まちづくり条例の確認は済んでおります。

13番は、朝日町万石の案件です。畑1筆 70㎡を、個人住宅の庭に転用する申請です。既転用であったため顛末書を付して申請されております。

14番は、国府町三川の案件です。田1筆 300㎡を、使用貸借契約し個人住宅に転用する申請です。

15番は、国府町木曾垣内の案件です。田1筆 988㎡について、分譲住宅に転用する申請です。3区画の予定でまちづくり条例の確認対象です。

以上、2番からの 14件、田畑21筆、9,103㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長	<p>2番以降、ただいまの件についてご意見ございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
議 長	<p>ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第8議第111号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
池田書記	<p>今回は、2件の上程となります。変更点に下線を追加しています。</p> <p>1番・2番関連して国府町広瀬町の案件となります。変更申請については、計画者と目的の変更です。</p> <p>当初、2件の許可を受けた所有者でしたが、転用されないまま亡くなり、引き継いだ相続人では計画実施が困難なため、その目的を貸資材置場に変更するものです。</p> <p>以上2件について、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
議 長	<p>ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第9議第112号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題とします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
池田書記	<p>今回は、1件の上程となります。</p> <p>八日町、岡本町2丁目、上岡本町5丁目の案件となります。相続人は、市内に在住する兼業農家です。被相続人の所有する田畑 1</p>

1筆 4,773.47㎡を特例農地として適格証明を求めるもので、水稻・露地野菜栽培をして農地利用をしており、条件として今後も耕作を続ける意思があることを確認しております。

以上1件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

下田正克 他の所有者が保有する持分については、売却は可能か。

委員

池田書記 課税については、持分に按分され課税されます、そのため納税猶予適格者以外の相続人については、測量等による手間、手続きは必要ですが可能です。

議長 申請者は今後農地を維持していける能力があるかどうか。

池田書記 申請された会計事務所へ確認したところ、これまでも同居中に農業に携わり、今後営農も継続していけると確認しました。

議長 他に意見はありませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、相続税の納税猶予に関する適格者証明については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第10 議第113号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

池田書記 非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行います。通常は、宅地として利用されているケースがほとんどです。

また、証明については、公的機関での証明書が必要となり、具体的には、家屋登記簿や課税証明等となります。また、非農地となつてから、20年以上経過していること。

今回は、1件の上程となります。

花里町2丁目の案件となります。田3筆 2, 309㎡について宅地として地目認定を求めるものです。申請地については、昭和47年頃から転用されていましたが、公には平成7年に宅地課税されていることを確認しております。

以上1件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第11 議第114号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

1～21番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんので申し上げます。

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は30件の利用権設定と2件の所有権移転についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1～21番は委員関連案件ですので、最初にご説明いたします。

1～21番について、農業生産法人で認定農業者である借人は複合経営をしており、田48筆49, 846㎡を新規・更新3～11年の使用貸借権を設定し、水稻およびそばを生産するものです。

以上、21件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集

積計画の決定について、1～21番について承認いたします。

1～21番関係委員の議事参与制限を解きます。

引き続きまして、農用地利用集積計画の決定について、22番以降について議題いたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記

それでは引き続き、22番以降のご説明をいたします。

22番について、認定農業者である借人は施設園芸（トマト）の経営をしており、田1筆3,099㎡を更新3年の賃貸借権を設定し、引き続き施設園芸によりトマトを生産するものです。

23～26番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稲の経営をしており、田5筆6,292㎡を新規7～11年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

27番について、一般法人で認定農業者である借人は施設園芸（トマト）の経営をしており、畑6筆4,505㎡を新規2～5年の解除条件付き賃貸借権および使用貸借権を設定し、施設園芸によりほうれん草を生産するものです。

28番について、認定農業者である借人は水稲、施設園芸（トマト）の経営をしており、田5筆7,263㎡を新規8年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

29番について、認定農業者である借人は水稲、露地野菜、肉用牛（一貫10頭）の経営をしており、田3筆2,369㎡を更新5年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

30番について、人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は施設園芸（トマト）の経営をしており、田3筆2,207㎡を更新1年の賃貸借権を設定し、引き続き施設園芸によりトマトを生産するものです。

31番について、認定農業者である買い手は水稲、施設園芸（トマト）の経営をしており、農振農用地区域内の田4筆3,783㎡を取得し、買い手が水田として利用している近隣農地と一体的に水稲の生産をするものです。

32番について、認定農業者である買い手は水稲、施設園芸（ほうれん草）の経営をしており、農振農用地区域内の田3筆3,07

4㎡を取得し、買い手が水田として利用している近隣農地と一体的に水稲の生産をするものです。  
以上、22番以降につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、22番以降は、承認といたします。  
続きまして、日程第12 議第115号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題といたします。

事務局より説明を願います。

船坂書記 議第115号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については9件の利用権設定についての上程です。

農地中間管理事業による貸付候補農用地等リストに基づき、田、畑27筆49,620.3㎡について農地中間管理機構である(一社)岐阜県農畜産公社と新規10年の賃貸借権を設定するものです。

ご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については、承認といたします。  
続きまして、日程第13 議第116号 農用地利用配分計画(案)について を議題といたします。

事務局より説明を願います。

船坂書記 議第116号 農用地利用配分計画(案)については、議第115号で設定する農地について、農地中間管理機構から受け手へ賃貸

借権を設定するもので、

1 番について、人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は施設園芸（トマト）を約0.2ha 経営しており、畑1筆5,390㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりトマトを生産するものです。農地所有者は畑利用している2筆以上連続する所有農地を設定するもので、借り手が現に経営する農地に近傍しています。

2 番について、市青年等就農計画認定予定者である借人は施設園芸（トマト）の経営を開始するため、畑1筆7,160㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、施設園芸によるトマトを生産するものです。農地所有者は畑利用している2筆以上連続する所有農地を設定するものです。

3～4 番について、認定農業者である借人は施設園芸（トマト）を約0.9ha 経営しており、畑2筆10,674㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりトマトを生産するものです。農地所有者は畑利用している2筆以上連続する所有農地を設定するものです。

5 番について、市青年等就農計画認定予定者である借人は施設園芸（トマト）の経営を開始するため、畑1筆9,158㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、施設園芸によるトマトを生産するものです。農地所有者は畑利用している2筆以上連続する所有農地を設定するものです。

6～12 番について、市青年等就農計画認定予定者である借人は水稲、施設園芸（トマト）の経営を開始するため、田7筆9,861㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。農地所有者2名は水稲を作付けしている2筆以上連続する所有農地を設定するものです。

13～18 番について、市青年等就農計画認定予定者である借人は水稲、施設園芸（トマト）の経営を開始するため、田6筆3,562㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。農地所有者5名は水稲を作付けしている2筆以上連続する所有農地を設定するものです。

19～27 番について、農業生産法人で認定農業者、人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は水稲を約6.2ha 経営しており、田9筆3,815.3㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。農地所有者は水稲を作付けしている

所有農地の全てを設定するもので、借り手である担い手が現に経営する農地に近傍しています。

いずれも他の担い手の経営への支障はないものと考えます。

議 長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用配分計画（案）については、承認いたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第19回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時15分 終了



---

---

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

---

藤井 和豊 委員

---

谷口 忠幸 委員

---